

岩手県告示第 495 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 5 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桜峠平田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市唐丹町字大曾根 126 番 1 地先から 57 番 1 地先まで	新	B m 77.0~14.5	m 1,072.0
	旧	A 31.0~5.0	830.0
		B 77.0~14.5	1,072.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 釜石地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 21 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで